



No.
118

発行／公益財団法人 大分県環境管理協会 (2024.1)



第3回 大分県浄化槽絵はがきコンテスト理事長賞作品：別府市 佐藤 涼桜奈さんの作品「浄化槽と自然」



C O N T E N T S

表紙の絵は、第3回 大分県浄化槽絵はがきコンテスト理事長賞作品：
別府市 佐藤 涼桜奈さんの作品「浄化槽と自然」

理事長 新年のご挨拶	1
大分県生活環境部長、新年のご挨拶	2
大分県土木建築部長、新年のご挨拶	3
大分市環境部長、新年のご挨拶	4
令和5年度 行政担当職員研修会について	5
浄化槽施策にかかる提案活動等について	6～7
令和6年度 浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要	8～9
令和5年度 上期市町村別 検査実施状況(7条)(11条)	10～11
都道府県別汚水処理人口普及状況(令和4年度末)	12
市町村別汚水処理人口普及率一覧(令和4年度末)	13
令和5年度 浄化槽管理士研修会について	14
全国浄化槽技術研究集会にて発表	15
令和4年度の法定検査結果について	16～17
設置者講習会の実施／浄化槽の日／	
エコアクション21の更新審査について	18
アスベスト事前調査義務について	19
第4回 大分県浄化槽絵はがきコンテストを開催中です	20
表彰関係(国土交通省表彰)／新人紹介／編集後記	21



新年のご挨拶

公益財団法人 大分県環境管理協会
理事長 穴南 幸司



令和6年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方、また、関係機関の皆様方におかれましては、平素から当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、これまで猛威をふるってきた新型コロナウイルス感染症も5月には5類となり、私達の生活も日常を取り戻してまいりました。

このような中、改正浄化槽法が施行4年目を迎え、3年目となる浄化槽管理士に対する研修会も10月19日に開催され、今年も2月9日に2回目が開催されるなど浄化槽業界全体の技術力向上が図られています。また、県主導により、県、市町村、検査機関、清掃・施工業者からなる法定協議会が3月に設置され、浄化槽台帳の整備等が図られることになりました。

当協会においても、この10年間で法定検査が1万5千基以上増え、令和4年度においても7万基近くになるなど、検査員の増員や当協会の更なるPRが不可欠になっており、大学生向けのオープンカンパニーでは受け入れ大学を増やしたり、郵便局でのデジタルサイネージを活用した協会PRを行うなど、着実に前進した年になりました。

今後も、県内唯一の指定検査機関として、その役割はますます大きくなりますが、関係機関の皆様方とより密に連携を取りながら、適時適切な対応ができるように協力体制を整えてまいります。

本年につきましても、主事業である法定検査業務だけでなく、さらなる大分県の水環境の保全並びに公衆衛生の向上を目指し、浄化槽の普及啓発事業にも力を入れて取り組んでまいります。

そして、県と連携した浄化槽台帳の整備をはじめ、4月からは東部地区にも新たな支所を設けるなどして、指定検査機関としての使命をしっかりと全うできるよう、次の50周年を見据え、役員・職員一同精進して参りますので、今後ともより一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方におかれましては、本年が新たな飛躍の年となりますよう心からお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

大分県生活環境部長

高橋 強



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様方には、穏やかな新春をお迎えのことと存じます。

貴協会におかれましては、浄化槽の法定検査の実施や知識の普及、維持管理業務に対する技術指導等を通じて、県民の生活環境の保全や公衆衛生の向上に多大なるご貢献を賜り、深く感謝申し上げます。

また、小学生を対象とした環境学習出前授業や浄化槽絵はがきコンテストなどの普及啓発をはじめ、環境省による浄化槽システムの脱炭素化への協力など、県の主要施策の一つである豊かな水環境の創出や脱炭素社会の推進に多大なるご高配をいただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症による行動制限等も緩和され、これからは長期にわたり停滞を余儀なくされていた社会経済の回復を図りながら、地域を活性化させることが急務となっています。こうした中で、大分県の魅力である豊かな自然環境を生かした地域振興や観光活性化による本県社会経済の復興には、浄化槽の適正使用による水環境及び住環境の保全が大きな役割を担っています。

昨年は、県、市町村及び貴協会をはじめとする業界団体で組織された浄化槽法に基づく法定協議会である、「大分県浄化槽維持管理協議会」を令和5年3月15日に設立し、同年6月には第1回協議会を開催しました。浄化槽の維持管理については、法定検査受検率の向上や浄化槽台帳の整備等様々な課題がありますが、県といたしましても、関係機関との協力を密にして、法定検査受検率の向上をはじめとした浄化槽の適正な維持管理の推進に一層努力してまいりますので、貴協会の皆様におかれましても、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、貴協会のますますのご発展と、会員の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。



新年のご挨拶

大分県土木建築部長

三 村 一



新しい年を迎えるにあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様におかれましては、平素から本県の水環境の保全や浄化槽整備の推進に多大な貢献をいただき、深く感謝を申し上げます。

生活排水処理対策は、豊かな自然環境を守り次の世代にしっかりと引き継いでいくために非常に重要な取組であると認識しております。そのため、本県では、平成28年3月に策定した「大分県生活排水処理施設整備構想2015」に基づき、集合処理区域の縮小などの整備手法の効率化を行うとともに、市町村への財政的支援や県民への普及啓発など、生活排水処理率の向上に向けて積極的な取組を進めているところです。

とりわけ、合併処理浄化槽は、下水道の整備が難しい人口散在地域における生活排水処理に効果的であることに加え、頻発・激甚化する災害への対応力が高いなどの様々な利点があることから、県としても整備促進に重点的に取り組んでおります。昨年は、合併処理浄化槽への転換に対する上乗せ補助制度を継続することとしたほか、転換に伴う既設単独処理浄化槽の撤去費用への補助額を増額するなど市町村への支援態勢を強化しており、今後も合併処理浄化槽への転換を強く推し進めて参ります。

地域経済への大きな波及効果を有し、災害に強い合併処理浄化槽は、適正な維持管理によって、はじめてその優れた水処理能力が発揮されます。そのような面からも、今後も皆様の活躍に大きな期待を寄せているところでございます。県としましても、引き続き、市町村と連携して、県民への普及啓発に努めて参りますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、新しい年が会員の皆様方にとりまして、良い年でありますことを心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

大分市環境部長

系長 隆



新年あけましておめでとうございます。

公益財団法人大分県環境管理協会の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えになられたことと心からお慶び申し上げます。

貴協会におかれましては、平素から本市の浄化槽行政の推進に多大なるご貢献をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、本市が策定しております大分市環境基本計画では、「いつまでも人と自然が共生し 安心して暮らせるまち おおいた」と掲げ、その一環として水環境の保全是必須であり、なかでも公共用水域の水質汚濁を防止する生活排水対策は特に重要だと考えております。

公共下水道未整備地域において、合併処理浄化槽が担う役割は大きいことから、普及啓発活動に努め、みなし浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への設置換えを推し進めてまいります。さらには、浄化槽法で定められている適正な維持管理を行なうために浄化槽管理者講習会を実施するとともに法定検査の受検指導及び浄化槽台帳の整備などについても引き続き取り組んで参ります。

今後とも、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に向け、貴協会と連携をとりながら更なる取り組みの充実を図ってまいりますので、これまでと変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益財団法人大分県環境管理協会のますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を記念いたしまして、私からの年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和5年度 浄化槽行政担当職員研修会(浄化槽現地研修)に講師派遣

浄化槽行政関係者が浄化槽に関する基本的な事項及び法的知識を習得することを目的として県が実施している研修会に、協会から講師を派遣しました。

研修会名	日 程	会 場	出席者数
大分県行政関係職員 現地研修会	令和5年9月1日(金)	西部保健所	6名
	令和5年9月5日(火)	中部保健所	13名
		豊肥保健所	6名
	令和5年9月6日(水)	北部保健所	6名
		東部保健所	13名

座学研修では、大分県における浄化槽の課題についての確認や、台帳整備及び未受験者指導の重要性の説明、浄化槽法改正を踏まえた施策、合併転換及び法定検査受検率の向上に向けた意見交換などを行いました。実地研修では、実際に法定検査に同行していただき、浄化槽の仕組み、検査内容などについての研修を行いました。

～ 座学研修の様子 ～



西部保健所



東部保健所

～ 実地研修の様子 ～



豊肥保健所



北部保健所



中部保健所

浄化槽施策にかかる提案活動等について

大分県及び各市町村に対し、浄化槽施策にかかる提案活動を行いました。

【提案項目】

1. 合併処理浄化槽の整備推進等のための支援強化について
2. 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について
3. 浄化槽処理促進区域における公共浄化槽の設置推進について
4. 浄化槽行政推進にかかる関係機関等の連携強化等について

○浄化槽施策にかかる提案活動

日 程	要 望 先
令和5年10月5日	自由民主党大分県支部連合会
令和5年10月17日	県生活環境部長 県土木建築部長



大分県生活環境部長 高橋氏に提出しました



大分県土木建築部長 三村氏に提出しました

「環境にも財政にも優しく、災害にも強い」合併処理浄化槽の整備推進について

1 提案事項

合併処理浄化槽の整備推進と行財政的措置の拡充強化について

2 要 旨

本県では、飲料水のほか生活水の大部分を河川など公共用水域に依存しているため、良質な水環境の保全が県民の安全・安心な生活を守る上で極めて重要であります。

特に日常生活に伴う生活排水が、公共用水域の汚濁の主要な原因となっており、より細やかな生活排水対策が求められます。

大分県の生活排水処理率を見ますと、令和4年度末で81.8%（全国平均92.9%；全国第43位）となっており、低い水準にあります。

このような中、平成28年3月に大分県は市町村構想を踏まえ「生活排水処理施設整備構想2015」を策定し、令和7年度末には生活排水処理率を90%に、令和17年度末には、100%にする目標を設定したところであります。一方、国においては、令和2年度から改正浄化槽法が施行され、合併処理浄化槽への転換促進並びに浄化槽管理の強化を目的として、都道府県知事に対し、「特定既存単独処理浄化槽」に対する措置や「浄化槽台帳の整備」を義務づけています。さらに、環境大臣の責務として、都道府県知事に対して定期検査に関する事務等について、必要な助言や情報提供、その他の支援を行うよう定められています。

合併処理浄化槽は、「下水道並みの水処理能力を有する」のみならず、「地勢の影響も受けにくい」、「設置コストが比較的安価」、「建設期間が短い」、「災害への対応力が高い」、「投資効果に即効性があり、地域経済への波及効果が大い」など、地方創生の趣旨にも合致した事業と考えます。

私たちの郷土の水環境を恒久的に保全し、魅力ある地方を創生していくためには、優れた水処理能力を有する合併処理浄化槽への早期転換を推進することが肝要であり、生活排水処理率の向上にも繋がります。あわせて、合併処理浄化槽の適正な設置、保守点検・清掃並びに法定検査を適切かつ確実に実施することが、地域の公衆衛生の維持・向上のために極めて重要と考えますので、合併処理浄化槽の整備推進等につきましてご検討いただきますよう、次のとおり提案いたします。

公益財団法人 大分県環境管理協会 理事長 穴南 幸司

～・～・～・～・～・～ 提 案 事 項 ～・～・～・～・～・～

1 合併処理浄化槽の整備推進等のための支援強化について

(1) 合併処理浄化槽への転換促進にかかる行財政支援の強化

平成12年の浄化槽法改正により、単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」という経過措置がとられたため、既設単独処理浄化槽の転換は進まず、今日に至っています。しかしながら、令和2年度より改正浄化槽法が施行され「特定既存単独処理浄化槽」に対する都道府県知事の措置（指導・助言等）が新設され、浄化槽台帳の整備が義務づけられるなど合併処理浄化槽への転換促進が図られることになりました。

本県では、全浄化槽約15万3千基のうち6万6千基が単独処理浄化槽であり、老朽化による破損・漏水のみならず、不適切な管理による生活環境への影響が懸念されます。また、住環境への投資意欲が減少している高齢者世帯などに対する転換促進も大きな課題となっています。

このような状況を改善していただきたく、次のとおり提案いたします。

- ① 特定既存単独処理浄化槽の転換が円滑に進むよう、より丰厚的補助金制度の創設など、必要な予算措置をお願いします。
- ② 合併処理浄化槽への転換を円滑に進めるためには、設置者の負担軽減が不可欠になるので、既設掘土費、宅内配管工事等も含めた設置費用の個人負担軽減にかかる助成制度の拡充をお願いします。

(2) 公的施設に設置された浄化槽の転換及び脱炭素化推進

県や市町村が公的施設に設置している単独処理浄化槽や古い合併処理浄化槽について、水質保全や大規模災害への対応並びに浄化槽分野の脱炭素化推進のため、次のとおり提案します。

県や市町村が公的施設に設置している単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を図るとともに、古い既設合併処理浄化槽については、交換等により一層の脱炭素化を図るため、環境省の補助事業（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）の活用を検討してください。

(3) 浄化槽を活用した防災拠点トイレシステムの整備促進

県土強靱化施策の一環として、災害時対応のため、防災拠点となる県・市町村関係施設についての浄化槽整備を次のとおり提案します。

学校、公民館、庁舎等の防災拠点施設については、災害への対応力の高い合併処理浄化槽の整備促進を検討してください。

【発災直後】 雨水貯留槽として活用：～100人槽→1,000人対応可能

【発災後1週間以降】 浄化槽として活用：～電力復旧により浄化槽としての機能を発揮し、中長期避難生活に対応可能

2 浄化槽維持管理費に係る助成制度の創設について

多くの市町においては、毎年度、下水道特別事業会計に多額の一般会計からの補填が行われています。一方で個人設置型の浄化槽については、維持管理費が全額個人負担となっています。浄化槽は下水道と同様に生活排水処理施設でありますので、税の公平負担の観点等から次のとおり提案します。

下水道と浄化槽に係る税負担の公平性を図るためにも、法定検査を受検するなど適正管理を行っている設置者に対して、法定検査、保守点検、清掃にかかる費用の一部を助成する制度の創設を県・市町村で検討してください。

3 浄化槽処理促進区域における公共浄化槽の設置推進について

公共浄化槽は、市町村が管理主体となることで、維持管理が徹底され、良好な放流水質を確保できることや住民負担の軽減にもつながることから、下水道に代わる基盤整備として有効な事業手法となっています。本県においても、少子高齢・人口減少社会の進展を踏まえ、浄化槽処理促進区域における公共浄化槽の設置推進が必要と考えますので、浄化槽の整備に際して次のとおり提案します。

浄化槽処理促進区域においては、PFI事業を活用するなどして、公共浄化槽の設置が推進されるよう、市町村等への助言及び財政的支援を検討してください。

4 浄化槽行政推進にかかる関係機関等の連携強化等について

本県の浄化槽の法定検査受検率は依然厳しく、11条検査において令和4年度実績で44.2%（合併処理浄化槽72.1%）であり、九州各県に比べても低い水準にあります。浄化槽が適正に設置され、管理され、生活排水処理施設としての社会的役割を果たすためには、浄化槽の意義・役割を県民に深く理解していただき、県・市町村、保守点検業者・清掃業者並びに指定検査機関が適切な役割分担のもとで連携し、協力していく事が何よりも重要と考えますので、以下の項目について、さらなる対応が図られますようお願いいたします。

- (1) 法定協議会を十分に活用した浄化槽台帳の整備推進
- (2) 浄化槽工事技術水準の向上
浄化槽設備士の技術水準向上に関する措置
- (3) 法定検査拒否者に対する時宜を得た継続指導
- (4) 関東部地区市町における法定検査受検率の向上

令和6年度浄化槽整備推進関係予算 概算要求の概要

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

1. 浄化槽整備推進のための国庫助成（循環型社会形成推進交付金）

- ▶ 汚水処理人口普及率は令和4年度末で92.9%となったところであるが、依然として地方を中心に約880万人の国民が単独処理浄化槽やくみ取り槽を利用し、生活排水が未処理となっている状況。人口5万人未満の市町村における汚水処理人口普及率は83.4%にとどまっており、これらの地域は人口密度が比較的低いと考えられることから、合併処理浄化槽の整備を通じて汚水処理未普及の状態を早期に解消し、水環境の保全を推進していくことが重要。
- ▶ 令和6年度概算要求においては、政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成を目指し、浄化槽法に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに維持管理の向上等を支援するために必要となる予算を要求。
- ▶ また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を引き続き支援。

○ 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

市町村の自主性と創意工夫を活かし、健全な水環境や国土強靱化等に資する浄化槽整備を支援。

予算事項	令和5年度 予算額	令和6年度 概算要求額	対前年度比
循環型社会形成推進交付金 （浄化槽分）	(90億円) 86億円	(94億円＋事項要求) 87億円＋事項要求	(104.2%) 101.2%

※上段（ ）は、内閣府〔沖縄〕、国土交通省〔北海道、離島〕計上分を含めた額

※「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」に係る経費については、予算編成過程において検討（事項要求）

2. 浄化槽整備推進のための国庫助成（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）

- ▶ 現状、家庭用の小型浄化槽については、高効率プロフ等の開発が進み省エネ化が推進されており、全出荷基数中の約9割が先進的省エネ型浄化槽となっている。一方で、集合住宅、医療施設等に設置されている中大型浄化槽については省エネ化が遅れており、中大型浄化槽の全出荷基数中のうち先進的省エネ型浄化槽の占める割合は約2割にとどまっている。
- ▶ こうした状況を踏まえ、令和3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記するとともに、令和4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた補助事業を新規計上したところ。
- ▶ 令和6年度概算要求においても、引き続き下記の事業を要求し、浄化槽分野の脱炭素化対策を推進。

○ 浄化槽システムの脱炭素化推進事業 R6要求額 18億円（R5予算額 18億円）

2050年カーボンニュートラル及び2030年度46%削減目標の達成に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率プロフ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を支援することにより、浄化槽分野における脱炭素化を推進。

○ 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

R6要求額 40億円の内数（R5予算額 20億円の内数）

災害へのレジリエンス強化のため公共施設等への再生可能エネルギー設備及び省エネ型浄化槽の導入を支援（省CO2型設備として補助）することにより、平時の脱炭素化や防災対策（災害時のエネルギー供給等の機能発揮）とあわせて浄化槽分野における脱炭素化を推進。

浄化槽の整備（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）



【令和6年度要求額 1,800百万円（1,800百万円）】 環境省

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率プロフ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

- ①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
- ・最新型の高効率機器（高効率プロフ等）への改修とともにプロフ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
 - ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

- ②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
 - ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

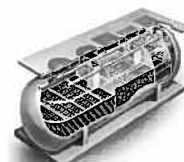
- ③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入
- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：プラクティス（株）HP



高効率プロフ

出典提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

出典提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和6年度要求額 4,000百万円（2,000百万円）】 環境省

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附属設備（蓄電池^{※2}、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。
- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設 又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代議庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。
- ※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

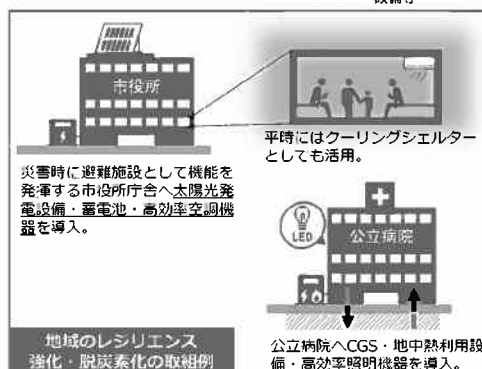
- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

お問合せ先： 環境省大臣官庁地域振興政策推進部環境グループ地域防災事業推進課 電話：03-5521-8233 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

4. 支援対象

- ①地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
- ②業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設

- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・未利用エネルギー設備等



令和5年度 上期 市町村別 検査実施状況(7条)

令和5年4月～令和5年9月

法第7条検査								
保 健 所 管 内	市町村	判 定						合計
		適正		おおむね適正		不適正		
		件数	%	件数	%	件数	%	
東 部 保 健 所 国 東 保 健 部	国 東 市	20	87.0	3	13.0			23
東 部 保 健 所	別 府 市	45	73.8	12	19.7	4	6.6	61
	杵 築 市	14	60.9	8	34.8	1	4.3	23
	日 出 町	13	52.0	7	28.0	5	20.0	25
由布市環境課	由 布 市	90	79.6	18	15.9	5	4.4	113
中 部 保 健 所	臼 杵 市	58	74.4	9	11.5	11	14.1	78
南 部 保 健 所	佐 伯 市	79	79.0	10	10.0	11	11.0	100
竹田市上下水道課	竹 田 市	27	93.1	2	6.9			29
西 部 保 健 所	九 重 町	11	61.1	4	22.2	3	16.7	18
	玖 珠 町	21	50.0	16	38.1	5	11.9	42
中津市上下水道部 総 務 経 営 課	中 津 市	95	87.2	7	6.4	7	6.4	109
大分市環境部 廃棄物対策課	大 分 市	316	74.5	89	21.0	19	4.5	424
日田市環境課	日 田 市	28	75.7	7	18.9	2	5.4	37
豊後高田市環境課	豊後高田市	17	89.5	1	5.3	1	5.3	19
豊 後 大 野 市 上 下 水 道 課	豊後大野市	98	70.5	35	25.2	6	4.3	139
姫島村生活環境課	姫 島 村							
津久見市役所 上 下 水 道 課	津久見市	6	85.7	1	14.3			7
宇佐市建設水道部 上 下 水 道 課	宇 佐 市	52	76.5	7	10.3	9	13.2	68
合 計		990	75.3	236	17.9	89	6.8	1,315

令和5年度 上期 市町村別 検査実施状況(11条)

令和5年4月～令和5年9月

法第11条検査								
保 健 所 管 内	市町村	判 定						合 計
		適正		おおむね適正		不適正		
		件数	%	件数	%	件数	%	
東 部 保 健 所 部 国 東 保 健 部	国 東 市	853	75.4	194	17.2	84	7.4	1,131
東 部 保 健 所	別 府 市	675	67.2	263	26.2	66	6.6	1,004
	杵 築 市	548	66.7	223	27.2	50	6.1	821
	日 出 町	360	68.2	137	25.9	31	5.9	528
由 布 市 環 境 課	由 布 市	1,721	71.1	607	25.1	93	3.8	2,421
中 部 保 健 所	臼 杵 市	1,153	76.1	278	18.3	85	5.6	1,516
南 部 保 健 所	佐 伯 市	1,999	64.5	776	25.0	326	10.5	3,101
竹田市上下水道課	竹 田 市	990	76.0	259	19.9	54	4.1	1,303
西 部 保 健 所	九 重 町	744	69.2	264	24.6	67	6.2	1,075
	玖 珠 町	964	65.4	428	29.1	81	5.5	1,473
中津市上下水道部 総 務 経 営 課	中 津 市	2,507	79.1	468	14.8	195	6.2	3,170
大 分 市 環 境 部 廃 棄 物 対 策 課	大 分 市	6,538	68.1	2,690	28.0	375	3.9	9,603
日 田 市 環 境 課	日 田 市	1,265	67.2	558	29.6	60	3.2	1,883
豊後高田市環境課	豊後高田市	461	74.1	115	18.5	46	7.4	622
豊 後 大 野 市 上 下 水 道 課	豊後大野市	1,959	77.3	484	19.1	90	3.6	2,533
姫島村生活環境課	姫 島 村							
津久見市役所 上 下 水 道 課	津 久 見 市	222	61.8	78	21.7	59	16.4	359
宇佐市建設水道部 上 下 水 道 課	宇 佐 市	1,748	71.8	469	19.3	217	8.9	2,434
合 計		24,707	70.6	8,291	23.7	1,979	5.7	34,977

都道府県別 汚水処理人口普及状況 (令和4年度末)

都道府県名	汚水処理人口普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	合併処理浄化槽 (千人)	うち 公共浄化槽等整備推進事業等分 (千人)	うち 浄化槽設置整備事業分 (千人)	うち 左記以外分 (千人)	コミュニティ・プラント (千人)
北海道	96.3%	10	5,113	4,925	4,698	62	166	52	69	45	0
青森県	82.3%	42	1,215	1,000	764	105	130	11	42	76	0
岩手県	84.9%	35	1,182	1,004	747	92	164	39	96	28	1
宮城県	93.3%	17	2,247	2,096	1,876	62	157	40	78	38	2
秋田県	89.2%	26	934	833	639	86	108	18	68	22	0
山形県	94.2%	14	1,036	976	817	70	89	19	45	24	0
福島県	86.3%	34	1,791	1,546	992	114	440	37	259	143	0
茨城県	87.4%	31	2,871	2,509	1,866	151	485	14	215	255	9
栃木県	89.3%	25	1,923	1,718	1,331	77	309	6	245	57	1
群馬県	84.2%	38	1,924	1,620	1,084	116	400	24	255	121	19
埼玉県	93.7%	16	7,376	6,913	6,134	88	691	25	188	478	1
千葉県	90.6%	20	6,307	5,715	4,861	46	801	10	284	506	8
東京都	99.8%	1	13,870	13,846	13,816	2	26	5	8	13	2
神奈川県	98.4%	5	9,214	9,065	8,946	3	115	4	39	72	0
新潟県	89.7%	22	2,152	1,930	1,683	120	127	13	35	79	0
富山県	97.7%	8	1,024	1,000	892	80	27	1	17	9	1
石川県	95.2%	12	1,113	1,059	952	51	53	10	12	31	2
福井県	97.4%	9	756	736	627	81	28	2	22	4	0
山梨県	86.3%	33	809	698	556	15	123	8	50	66	4
長野県	98.3%	7	2,034	1,999	1,731	152	115	15	82	17	1
岐阜県	94.0%	15	1,974	1,855	1,539	103	209	9	137	63	4
静岡県	84.9%	36	3,620	3,074	2,373	27	663	15	411	237	12
愛知県	92.8%	18	7,496	6,956	6,073	134	739	22	236	481	9
三重県	89.0%	28	1,765	1,572	1,059	92	417	17	228	173	4
滋賀県	99.1%	2	1,411	1,399	1,306	59	34	0	15	19	0
京都府	98.6%	4	2,494	2,459	2,379	38	42	11	22	9	0
大阪府	98.4%	6	8,774	8,630	8,492	1	138	4	25	109	0
兵庫県	99.0%	3	5,441	5,388	5,117	128	94	9	60	25	49
奈良県	90.8%	19	1,321	1,199	1,094	6	98	3	36	60	1
和歌山県	69.4%	46	920	638	271	41	326	13	200	113	0
鳥取県	95.8%	11	543	521	403	90	28	4	13	11	0
徳島県	83.0%	41	654	543	340	90	109	28	51	30	4
岡山県	88.6%	29	1,858	1,645	1,301	35	309	17	206	86	0
広島県	90.3%	21	2,760	2,492	2,132	49	310	14	158	137	1
山口県	89.5%	23	1,318	1,180	908	58	214	6	135	73	0
徳島県	67.4%	47	715	481	138	19	319	15	173	131	5
香川県	81.1%	44	952	772	444	14	314	12	248	53	0
愛媛県	83.0%	40	1,320	1,096	756	36	303	24	168	112	1
高知県	77.9%	45	680	530	284	20	224	12	135	77	1
福岡県	94.3%	13	5,091	4,799	4,277	51	462	52	276	134	8
佐賀県	87.0%	32	803	699	514	57	129	50	58	21	0
長崎県	83.6%	39	1,296	1,084	834	47	198	14	147	38	5
熊本県	89.4%	24	1,730	1,546	1,221	65	261	33	177	51	0
大分県	81.8%	43	1,118	914	610	30	273	11	181	82	1
宮崎県	89.2%	27	1,062	947	653	46	248	19	185	44	0
鹿児島県	84.8%	37	1,580	1,340	688	39	608	44	430	135	5
沖縄県	87.6%	30	1,479	1,295	1,066	71	158	13	6	140	0
全国計	92.9%		125,065	116,242	101,280	3,018	11,784	825	6,229	4,730	160

(注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 令和4年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。

3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

市町村別 汚水処理人口普及率一覧 (令和4年度末)

大分県 (81.8%)

市町村名	汚水普及率
大 分 市	86.7%
別 府 市	84.8%
中 津 市	81.9%
日 田 市	88.0%
佐 伯 市	81.3%
臼 杵 市	71.5%
津 久 見 市	71.4%
竹 田 市	56.5%
豊 後 高 田 市	78.7%

市町村名	汚水普及率
杵 築 市	62.7%
宇 佐 市	71.9%
豊 後 大 野 市	70.0%
由 布 市	83.3%
国 東 市	76.2%
姫 島 村	100.0%
日 出 町	81.2%
九 重 町	65.2%
玖 珠 町	60.5%

参考

市町村別水洗化人口等 (環境省令和3年度 調査結果)

※集計時期等が異なる為、上記の汚水処理人口普及率の数値とは合致しない

市区町村名	総人口 (非水洗化人口+水洗化人口)						
	合 計	非水洗化人口 合 計	水洗化人口 (公共下水道人口+コミュニティ・プラント人口+浄化槽人口)				
			合 計	公共下水道人口	コミュニティ・プラント人口	浄 化 槽 人口	合併処理浄化槽人口
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
合 計	1,131,387	97,554	1,033,833	535,771	589	486,547	301,494
大 分 市	477,564	6,566	470,998	290,957	0	178,603	103,649
別 府 市	112,655	819	111,836	69,419	0	42,417	22,011
中 津 市	83,283	23,223	60,060	30,386	0	26,419	25,364
日 田 市	63,159	11,315	51,844	41,052	0	9,668	8,703
佐 伯 市	68,662	2,868	65,794	20,769	0	45,025	27,499
臼 杵 市	36,956	3,993	32,963	15,083	0	17,880	6,757
津 久 見 市	16,151	1,062	15,089	8,952	0	6,137	2,423
竹 田 市	20,276	4,328	15,948	0	589	13,660	8,920
豊 後 高 田 市	22,310	4,845	17,465	9,356	0	7,507	5,273
杵 築 市	27,799	8,543	19,256	6,546	0	11,248	3,461
宇 佐 市	54,177	13,038	41,139	14,217	0	26,922	20,099
豊 後 大 野 市	34,237	5,951	28,286	1,184	0	27,102	15,218
由 布 市	33,675	1,514	32,161	790	0	30,217	25,526
国 東 市	26,661	4,344	22,317	11,794	0	10,321	5,883
姫 島 村	1,816	51	1,765	1,737	0	28	0
日 出 町	28,291	1,622	26,669	13,529	0	13,140	6,608
九 重 町	8,969	825	8,144	0	0	8,144	5,801
玖 珠 町	14,746	2,647	12,099	0	0	12,099	8,299

『令和5年度 浄化槽管理士研修会』を開催しました

日時／令和5年 10月19日 場所／アイネス大分 大会議室(大分県消費生活・男女共同参画プラザ)

改正浄化槽法により「浄化槽管理士に対する研修の機会の確保」が規定され、本年度も『令和5年度 浄化槽管理士研修会』を開催し、総勢79名の方が受講されました。

研修会では、講師の公益財団法人日本環境整備教育センター矢橋毅氏に、最新の浄化槽の維持管理等について講義いただきました。講義後には大分県循環社会推進課より、単独転換時の補助制度や法定検査受検を含めた適切な維持管理の推進に関する情報提供などがありました。当協会からは適切な維持管理の促進に向けて、令和4年度の法定検査結果報告や「ばっ気攪拌装置の不具合が浄化槽に与える影響」及び「温泉排水が浄化槽に与える影響」についての調査研究報告を行いました。また、「大分県維持管理協議会」の発足による行政機関、検査機関及び浄化槽業界の連携強化に関する内容や、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、機能保証制度の活用についての情報提供を行いました。

大分県のさらなる水環境の保全と浄化槽業界の技術力の向上を目指し、来年度も引き続き研修会を開催する予定です。

～研修内容～

1. 開 会
2. 講 義 (公益財団法人 日本環境整備教育センター)
3. 情報提供 (大分県循環社会推進課)
4. 情報提供 (公益財団法人 大分県環境管理協会)
5. 閉 会



研修会場の様子

お知らせ 『浄化槽保守点検業の更新登録に係る管理士研修会』開催場所

	日 時	定員	申し込み期間
第1回	令和5年10月19日(木)	終了しました	令和5年8月1日～8月31日
第2回	令和6年2月9日(金) 13:00～17:00	100名	令和5年8月1日～12月31日

場 所 アイネス(大分県消費生活・男女共同参画プラザ)
〒870-0037 大分県大分市東春門町1-1 NS大分ビル(TEL:097-534-0999)

「令和5年度 全国浄化槽技術研究集会」へ参加しました

日時／令和5年 10月10日(火)～11日(水) 場所／パシフィコ横浜(横浜市西区みなとみらい1-1-1)

全国浄化槽技術研究集会は、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図ることを目的に、昭和62年より「浄化槽の日（10月1日）」の関連行事として、全国から浄化槽技術研究会会員、大学・研究機関の浄化槽研究者、浄化槽行政担当者、県・市町村の議会議員、浄化槽関連業界及び住民が集い、水環境の保全に寄与し、快適な生活環境を創造する一助となることを目的に、毎年開催されています。

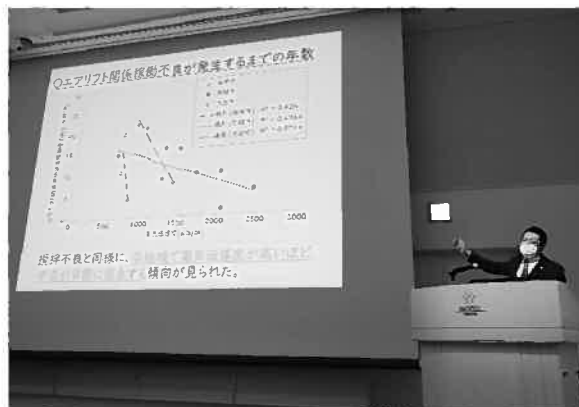
今年度は当協会より、10月10日(火)の研究発表会において「温泉排水が浄化槽へ与える影響と電気伝導度を用いた解析について」を発表しました。

今回の研究発表をもとに、大分県循環社会推進課より次回の大分県浄化槽維持管理協議会にて温泉排水に関する対応を整理するとの連絡をいただきました。

本研究発表を行うにあたり、ご協力いただいた行政機関や関係業者の皆様、そして温泉を始め、水環境について長年ご指導をいただきました前大分大学名誉教授の故 川野田寅夫先生に心より感謝申し上げます。



～ 会場の様子 ～



～ 研究発表の様子 ～

令和4年度 法定検査結果について

【1】 7条検査

表1 7条検査 総合判定結果(令和4年度実績)

項 目		総 合 判 定			
		適 正	おおむね適正	不 適 正	合 計
合 併	対象件数(件)	2,089	445	216	2,750
	割 合 (%)	76%	16%	8%	100%

表2 7条検査不適正物件の総所見数 上位20位(令和4年度実績)

No.	所 見 区 分	総所見数 (件/年)	No.	所 見 区 分	総所見数 (件/年)
1	水質悪化	200	11	計画外汚水	6
2	消毒不備	85	12	送風機異常	5
3	維持管理契約なし	78	13	放流先異常	5
4	記録書類の保存	72	14	管きよ破損	4
5	洗剤過多	55	15	水位異常	4
6	油脂過多	22	16	嵩上げ超過	4
7	流入管きよ未接続	18	17	肥厚化	4
8	設計及び負荷条件の相違	11	18	建築用途との相違	3
9	スカム・汚泥多い	10	19	屋外洗い場接続	2
10	管きよ汚水滞留	6	20	人槽不足	2

7条検査では、「水質悪化」以外の項目では「消毒不備」や「維持管理契約がない(無管理)」物件が4割前後を占めていました。無管理による不適正数減少のため、浄化槽新設時は維持管理業者と連携し、契約に関する説明や確認を行うことが重要です。

放流先の未確保について(届出では放流先が側溝とされていたが、実際には確保されていなかった)



設置届では放流先が側溝と記載されていましたが、実際は放流配管が途中で途絶えており、放流先が確保されていませんでした。

周辺環境の保全はもとより、土壌の含水率変化によって地盤沈下等の原因となる恐れもあるため、浄化槽処理水は所轄行政機関が許可した放流先への接続が必要です。

【2】 11条検査

表3 11条検査 総合判定結果(令和4年度実績)

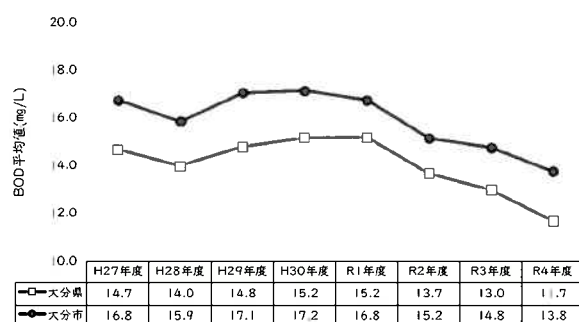
項 目		総 合 判 定			
		適 正	おおむね適正	不 適 正	合 計
合 併	対象件数(件)	43,280	14,128	3,346	60,754
	割 合 (%)	71%	23%	6%	100%
単 独	対象件数(件)	3,929	1,468	562	5,959
	割 合 (%)	66%	25%	9%	100%

表4 11条検査不適正物件の総所見数 上位20位(令和4年度実績)

No.	所 見 区 分	総所見数 (件/年)	No.	所 見 区 分	総所見数 (件/年)
1	水質悪化	4,668	11	水位異常	153
2	記録書類の保存	2,129	12	漏水	150
3	送風機異常	1,122	13	攪拌不良	141
4	洗剤過多	1,089	14	ろ材異常	124
5	消毒不備	887	15	流入管きよ未接続	106
6	維持管理契約なし	696	16	管きよ汚水滞留	99
7	スカム・汚泥多い	592	17	管きよ破損	82
8	油脂過多	408	18	ポンプ異常	80
9	設計及び負荷条件の相違	264	19	担体流出	76
10	マンホール関係の破損	174	20	計画外汚水	73

不適正と判断される「消毒不備」や「維持管理契約なし」等の項目は昨年度から減少し、「水質悪化」についても昨年度と比較し減少傾向です。今後も維持管理を始めとする関係者と連携し、大分県内の水環境保全に取り組んで参ります。

大分県におけるBOD平均値の推移(合併10人槽以下)



大分県内のBOD平均値は、令和元年度より減少傾向です。この要因として、平成30年度に作成された九州地区水質改善事例集の効果や、保守点検業者研修会等で活用した影響が考えられます。

今後も更なる水質改善に向け、当協会としても現状解析や幅広く情報の収集及び提供を進めてまいります。

設置者講習会に講師を派遣しました

令和5年9月25日に東部保健所、10月6日に南部保健所、10月20日に玖珠土木事務所にて設置者講習会を派遣しました。講習会では浄化槽の仕組みや点検、清掃、法定検査といった浄化槽の維持管理に必要な事についての話をしました。今後も設置者講習会を通して、浄化槽の適切な維持管理について周知していきたいと考えております。



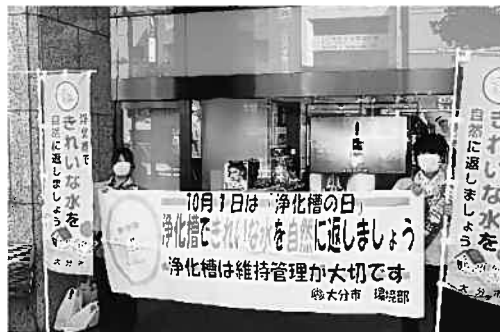
設置者講習会の様子

「浄化槽の日」街頭啓発活動に参加しました

令和5年9月29日に大分市主催の「浄化槽の日」街頭啓発に協会員2名が参加しました。市民の方々に紙製の台所水切りネットを配布し、浄化槽の維持管理の大切さについて啓発活動を行いました。また、10月1日の大分合同新聞朝刊に「浄化槽の日」の広告を掲載しました。このような活動を通して今後も浄化槽の普及啓発に努めていきたいと考えております。



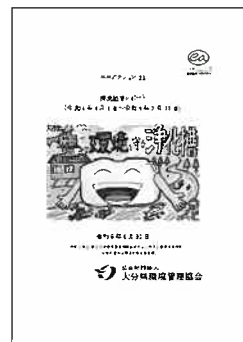
新聞広告



街頭啓発の様子

エコアクション21の更新審査について

令和5年8月25日にエコアクション21の更新審査を受け、無事に「ガイドラインに適合」と判定をいただきました。絵はがきコンテストやペットボトルキャップ回収、ボランティア活動など地域社会に貢献している点を評価していただきました。今後も職員一丸となって取り組んでまいります。



浄化槽工事におけるアスベスト(石綿)の事前調査等について

浄化槽の撤去及び入れ替え工事について、大分県環境保全課より、アスベスト(石綿)の事前調査に関する情報提供をいただきました。

浄化槽の改修工事(単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への入れ替え)についても、石綿事前調査の対象となります。詳細は下記パンフレットをご参考ください。



浄化槽工事業者の方へアスベストに注意！

浄化槽の撤去・入替工事は
アスベスト(石綿)の事前調査の実施が
元請業者に義務付けられています。

※過去に製造された浄化槽の一部や、セメント管等の配管の一部にはアスベストが使用されていたことが知られています。

以下のことに注意して、事前調査や工事を実施しましょう！

適切な事前調査の実施と発注者への報告

浄化槽などの建築設備の解体・改修工事の元請業者は、大気汚染防止法に基づき、建材(浄化槽を含む)にアスベストが使用されていないか**事前調査**を実施し、発注者に**報告**することが義務付けられています。また、**令和5年10月1日以降に着工する工事は、「建築物石綿含有建材調査者」等の有資格者が事前調査を行う義務があります。**

※有資格者とは一般建築物石綿含有建材調査者等であり、石綿作業主任者は該当しません。

大分県または大分市への事前調査結果の報告

元請業者は、「床面積合計80㎡以上の解体工事」及び「請負金額100万円以上の改修工事」の事前調査結果を、工事前に大分県(大分市を除く県内)または大分市(大分市内)へ石綿事前調査結果報告システム等で報告する義務があります。

【石綿事前調査結果報告システム】

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>



作業基準の遵守(浄化槽や配管にアスベストが含まれていた場合)

元請業者だけでなく、下請負人にも作業基準を遵守する義務があります。

- 切断や破砕等をせずに手ばらして取り外してください。
- 手ばらしが難しい時は、対象建材を薬液等で湿潤化してから除去して下さい。

<問合せ先>

【大分県あて】大分市以外の県内の工事

大分県生活環境部環境保全課 大気保全班

〒870-8501 大分市大手町3-1-1 TEL:097-506-3114(直通) FAX:097-506-1747

【大分市あて】大分市内の工事

大分市環境部環境対策課 大気・騒音担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31 TEL:097-537-5748(直通) FAX:097-538-3302

令和5年9月発行



お知らせ 『第4回 大分県浄化槽絵はがきコンテスト』 を開催中です！

第4回 大分県浄化槽絵はがきコンテストを開催しています。大分県在住の方であれば、どなたでもご参加いただけます。募集期間は2024年1月12日（金）までです（当日消印有効）。

詳しくは当協会HPをご覧ください。もしくは担当窓口（総務企画課 TEL（097）567-1855）までお問い合わせください。

たくさんのご応募をお待ちしております。



①テーマ

「大分県の水環境と浄化槽（じょうがそう）」
「浄化槽の大切さ」や「浄化槽の維持管理」など浄化槽をテーマとした絵はがきを募集します。
※絵もしくは文字が浄化槽（じょうがそう）に関する内容であることが条件

②応募資格 大分県在住の方（全年齢対象）

③応募方法

応募方法：「専用応募はがき」または「郵便はがき」に作品を描き、必要事項を記入し応募してください。描画素材は問いません。文字や標語などの書き入れも可能です。
※1通につき1作品とします。

必要事項（専用応募はがきを使用しない場合は、郵便はがきの表面に①郵便番号②住所③氏名（ふりがな）④電話番号（携帯電話など疑問連絡がとれるもの）⑤年齢⑥作品の題名（ふりがな）を記入し、応募してください。

※団体（学校等）で応募される場合は、団体名と代表者名、代表者の連絡先がわかるように、ご応募ください。なお、それぞれの「はがき」の表面には、作者氏名（ふりがな）と作品の題名（ふりがな）、年齢を記入してください。

④募集期間と発表時期

募集期間：2023年10月1日（日）～2024年1月12日（金）まで（当日消印有効）
発 表：2024年2月1日（木）
審査結果は協会HPにてお知らせします。
また、受賞者には賞品の発送をもってお知らせします。

⑤選考方法

下記選考員にて選考を行います。
選考員：大分県環境管理協会・大分県浄化槽普及促進協議会

⑥副賞について

最優秀賞 1点 3万円分の金券
大分県環境管理協会理事長賞
大分県生活環境部長賞
大分県浄化槽普及促進協議会長賞 各1点 1万円分の金券
優 秀 賞 4点 5千円分の金券
注 意 15点 2千円分の金券

⑦作品展示について

大分県庁ロビーにて入賞作品を展示します。
また、協会HPにも掲載します。

⑧注意事項

- ・応募作品は、本人が作成した未発表のオリジナルに限り、ます。
- ・応募者の個人情報（選考以外）には使用しません。ただし、入選者は、発表時に氏名と住所（市町村単位まで）を当協会HP等により公表します。
- ・応募作品は返却いたしません。
- ・入選作品の著作権は（公財）大分県環境管理協会に帰属し、当協会の機関誌、HP、イベントなどに使用します。

【主催】公益財団法人 大分県環境管理協会
【共催】人分県、大分県浄化槽普及促進協議会

大分県環境管理協会とは

当協会は、浄化槽法に定められた第7条及び第11条の統制（法定後市）を実施し、浄化槽の機能維持に努めるとともに、浄化槽に関する調査・研究や講習会の開催等による普及啓発を行う、大分県知事指定協賛機関です。

問い合わせ先 （公財）大分県環境管理協会
総務企画課 秋月・末永 TEL（097）567-1855

（ハサミ線）

郵便はがき

お集めですか？
と印刷する
お取りください。

8 7 0 - 1 1 2 3

大分県大分市大字寒田409-40

公益財団法人 大分県環境管理協会 総務企画課
「大分県浄化槽絵はがきコンテスト」係

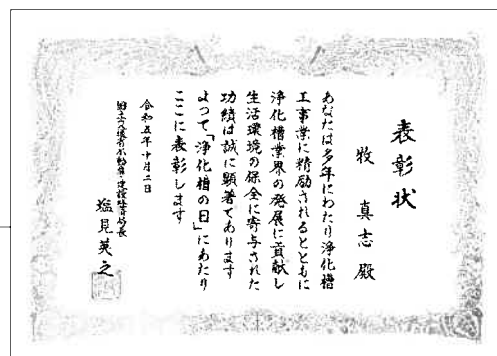
住 所	〒					
電話番号 (市外局番から)	-					
(フリガナ) 氏 名			姓	名	姓	名
作 品 名						

全国浄化槽団体連合会 会長表彰

第37回「浄化槽の日」において、浄化槽功労者として下記の方が表彰を受けましたのでご紹介いたします。

国土交通省不動産・
建設経済局長表彰（表彰状）

牧 真志氏
（株式会社 東九州産業 代表取締役）



新入職員紹介

令和5年9月1日付で、新たに職員として加わりました。どうぞよろしくお願いいたします。



佐藤 拓海

9月より法定検査課法定検査係に配属となりました、佐藤拓海と申します。

私は卒業後に地元で働きたいという思いから大分県の内情を調べる中で、県内の環境問題、特に水産学部在籍時にも耳にする機会の多かった“赤潮”についての関心が高まっていきました。そこで、浄化槽による排水処理に多くの利点がある事を知り、水環境保全に関わる仕事の中でも、指定検査機関として県内全域を幅広く渡ることに魅力を感じたため、当協会に入る道を選びました。

現在は1月に受講いたします、検査員講習会にむけて、浄化槽の仕組みや働きについて研修を通じて学んでおります。浄化槽については初めて知ることばかりで難しく感じることも多いですが、検査の同行中も先輩方に丁寧に教えていただける環境のおかげもあり、やりがいを持ってのぞめているとも感じております。

これからも検査員として確かな知識を身につけ、配属前から抱いていた“大分県の水環境保全に貢献したい”という思いも忘れずに、邁進していく所存でございます。浄化槽業界の皆様におかれましても、今後ともご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

編集後記

新年あけましておめでとうございます。

昨年は、11月末でも20℃ほどと、例年と同様に暖かい冬の始まりとなりました。

先日、数年ぶりに九酔溪へ紅葉を見に行ってきましたが、色づいた葉が風になびいて散ってゆく姿は、大変趣深い風景でした。九酔溪には願いが叶う「天狗の滝」と呼ばれるパワースポットがあるのですが、そこには多くの方が「世界平和」や「家族の健康」を願い、絵馬を奉納しておりました。今年もさまざまな出来事があることと思いますが「日々是好日」を心に留め1日を大切に過ごしていきたいと考えております。

本年も当初の事業目標に向かって協会職員一同、水環境の保全に一層尽力してまいります。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

公益財団法人

大分県環境管理協会

辰

本年も
何卒よろしく
お願い申し上げます

令和六年 元旦

迎春

伊藤 江里子 書（協会職員）

発行



公益財団法人
大分県環境管理協会

〒870-1123 大分市大字寒田409番地の40
TEL(097)567-1855(代) FAX(097)567-1926

北部支所	〒879-0451 宇佐市大字畑田926の4	TEL(0978)25-5560	FAX(0978)25-5565
南部支所	〒876-0103 佐伯市弥生大字床木字小迫前1293番地4	TEL(0972)25-3888	FAX(0972)25-3889
西部支所	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137番地の1	TEL(0973)73-9378	FAX(0973)72-7378

大分県玖珠総合庁舎内3F



環境対応型
植物性インキを
使用しています。



この印刷物は、カーボンゼロ・プレート
を使用して印刷することにより、
CO2削減に貢献しています。



この印刷物は、EoPAのフールドプラス
基準に適合した地球環境にやさしい
印刷方法で印刷されています。